

欧州統一特許裁判所準備委員会、手続規則草案に対する公聴会開催へ

2014年11月4日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州統一特許裁判所 (Unified Patent Court: UPC) の準備委員会 (Preparatory Committee) は11月3日、手続規則 (Rule of Procedure) の第17次草案を公表するとともに、11月26日にトリーア (ドイツ) で公聴会 (oral hearing) を開催することを発表した。

手続規則は、統一特許裁判所における訴訟手続の詳細を規定するもの。昨年6月25日から10月1日まで行われた書面での意見募集には、日本国際知的財産保護協会 (AIPPI・JAPAN)、日本知的財産協会、日本製薬工業協会からも意見が提出され、本年3月6日には、意見募集の結果を反映した第16次草案が公表されていた。

今回公表された第17次草案は、本年2月から9月にかけて行われた準備委員会の司法グループの審査を受けて修正されたもの。主な修正点は以下のとおりである。

○オプト・アウトについて (規則 5.2(c))

移行期間中の統一特許裁判所の専属管轄の適用除外 (オプト・アウト) について、基礎となる欧州特許がオプト・アウトされれば、補充的保護証明書 (SPC) も自動的にオプト・アウトされ、再度の通知は不要となった。

○バイファーケーションについて (規則 37.5)

侵害訴訟において特許取消を求める反訴がなされた場合、合議体は中央部に反訴の審理を付託する (バイファーケーション) 裁量を有する (UPC 協定第33条(3))。合議体がこの選択肢を採用する場合には、中央部に対して中間協議 (interim conference) 及び口頭審理 (oral hearing) の期日を通知する規定が追加された。

○暫定的差止命令について (規則 211.5)

被告の主張を聴取する機会を設けずに暫定的差止命令を下す場合は、原告に保証金の供託を命ずることを原則としつつも、損害が発生し得ない等の例外的な場合には供託を不要とする点が追記された。

また、11月26日の公聴会には、書面での意見募集に参加した団体を含めて70以上の団体が招待されており、さらにウェブキャストでも公開される。

手続規則は、2015年5月に準備委員会で合意されることが予定されている。

－ 統一特許裁判所準備委員会のプレスリリースは、以下参照 －

[Oral Hearing on the 17th draft of the Rules of Procedure of the Unified Patent Court](#)

－ 手続規則第 17 次草案は、以下参照 －

[17th draft of the Rules of Procedure \(PDF\)](#)

－ 準備委員会司法グループによる修正点に関する解説は、以下参照 －

[Table with explanatory notes to the change made by the Legal Group of the Preparatory Committee in the 17th draft of the Rules of Procedure \(PDF\)](#)

－ 統一特許裁判所に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

[統一特許裁判所準備委員会、電子申請・事件管理システムの試作版の試験利用を開始（2014 年 10 月 14 日）\(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、準備の進捗状況と今後の予定を公表（2014 年 9 月 18 日）\(PDF\)](#)

[デンマーク、国民投票での賛成多数を得て、欧州統一特許裁判所協定の批准に前進（2014 年 5 月 27 日）\(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、手続規則草案に対する意見募集の結果を公表（2014 年 3 月 10 日）\(PDF\)](#)

[スウェーデン、リトアニア、ラトビア、エストニア、統一特許裁判所の地域部を創設する初めての協定を締結（2014 年 3 月 6 日）\(PDF\)](#)

[欧米アジアの 19 社・団体が欧州統一特許裁判所に関して共同意見書を公表（2014 年 2 月 28 日）\(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、「オプト・アウト」された欧州特許には統一特許裁判所協定は適用されないとの解釈を提示（2014 年 2 月 3 日）\(PDF\)](#)

[欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所判事候補の公募手続を開始（2013 年 9 月 24 日）\(PDF\)](#)

(以上)